

障がいのある方に対する軽自動車税の減免について

障がい者手帳をお持ちの方(身体障がい者、精神障がい者等)が軽自動車を所有(納税義務者)し、通院・通所もしくは生業等に使用される軽自動車で、次の要件に該当する場合には、軽自動車税が減免となります。

※障がいのある方1人につき普通自動車・軽自動車等をあわせて1台のみが減免の対象となります。

※障がいの級によっては対象にならない場合もあります。



●対象となる車両

- ①障がいのある方が納税義務者であるもの
 - ②身体に障がいのある方が18歳未満の場合、または精神障がいの場合は、障がいのある方と生計を一つにする方が所有するもの
- ※①において、障がいのある方のみで構成されている世帯は、常時介護する方が運転する場合も対象となります。

●申請方法

令和4年5月31日まで、①～④の書類を町民税務課(役場1階)に提出してください。

- ①減免申請書 ②障がい者手帳 ③車検証 ④運転する方の免許証

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193(担当:庄司)

農作業の安全確認運動にご協力ください！

農作業安全確認運動の重点推進テーマ

「しめよう！シートベルト」 6月30日(木)まで

いよいよ、農作業が本格的にスタートする季節になりました。様々な農業機械の普及や農業従事者の高齢化等により、機械操作のミスや過信と慣れによる安易な作業が重大事故に結びつき、依然として農作業死亡事故が発生しています。

そこで、皆さんで注意をしながら農作業中の事故を未然に防ぐため、次のことに注意し、安全な農作業を心がけましょう。

- 適切な技能や免許等の資格を取得しよう！
- 作業に応じ安全に配慮した服装や保護具等を着用しよう！
- 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行おう！
- 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行おう！
- 軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を行おう！
- 事故発生時の対応手順を明文化しよう！



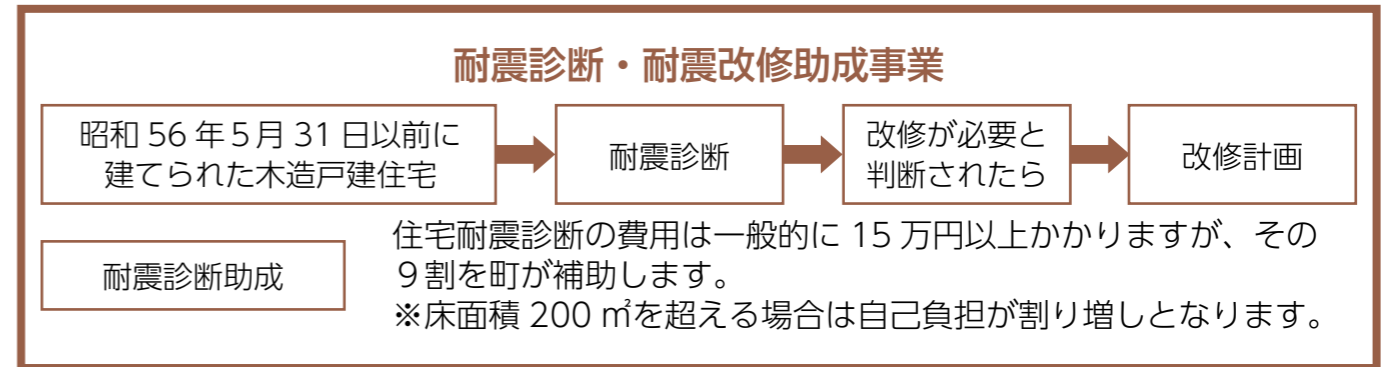
●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2113(担当:山田)

木造住宅耐震診断補助受付中



過去の地震では被害がなかった場合でも、地震を繰り返すことで建築物にダメージが蓄積し、住宅の耐震性が落ちていきます。県と市町村が実施している専門家による耐震診断は、昭和56年以前に建てられた木造戸建て住宅に限り、15万円以上かかる費用を町が9割助成し、1割程度の自己負担で耐震診断を受けることができます。

自宅が地震に対して安全かどうか、耐震性を知ることは重要ですので、申請をお待ちしております。



●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2115(担当:村山)



下水道使用についてお願い

下水道に異物が流れてきてポンプ等の機械が停止する事態が発生しています。下水道に異物が流入すると施設(中継ポンプ・処理場)の故障の原因となります。

ポンプが故障してしまうと、マンホールから汚水が流れ出すとともに、接続しているお宅の排水設備(トイレ・排水口等)から汚水が逆流してしまう場合もあります。下水道施設を正常に保つため、次のものを流さないようにお願いします。

流してはいけないもの	理由
ティッシュペーパー、衛生用品、たばこの吸い殻等	ティッシュペーパーや衛生用品は水に溶けないため、詰まりの原因となります。原則としてトイレットペーパー以外の紙類は流さないでください。
布類	ポンプの回転羽根にからみつくので布類は絶対に流さないでください。
野菜クズや生ゴミ等	下水管の詰まりの原因となったり、処理場にも大きな負担となるので、固形物のゴミを流さないでください。
油類	油類は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因となります。処理場にも大きな負担となりますので、廃食用油は固めて適切に処分してください。

●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2115(担当:塩入)